

## 地方公営企業等金融機構法に係る主要な議論

### 【ガバナンス】

#### 〔有識者会議における主要な指摘〕

貸し手借り手一体の組織であり、ガバナンス機能の発揮が期待できない。無責任体制にならないようにガバナンス機能を明確にすべき。

新組織のガバナンスに対する不信感が強い。委員の意見を反映して法令案をとりまとめてほしい。

#### 〔国会審議における主要な議論〕

貸し手と借り手の同一性が高い機構は、貸付に対するモラルハザードが起こる可能性も否定できず、組織運営に対する外部性を確保する仕組みを構築すべき。

本法案においては、最高意思決定機関である代表者会議に地方の代表者と同数の学識経験者を加えるとともに、外部性を有する第三者機関としての経営審議委員会の設置、監査法人等による外部監査制度の導入など、十分に外部性を確保した仕組みを構築しているところであり、この仕組みのもとに適切な運営がなされるものと承知。

#### 〔附帯決議：衆・総務委員会〕

機構の貸付に当たり、貸し手と借り手の同一性に基づくモラル・ハザードが生ずることを防止するため、審査体制を確立するとともに、企業会計原則に沿って財務諸表の作成・開示、貸付等の業務運営に係る透明性・公平性・公正性を確保し、リスク管理に万全を期すよう、適切な助言に努めること。

## 【業務の範囲や事業規模の重点化・縮減等】

### 〔有識者会議における主要な指摘〕

新組織は地方の資金需要に対する打ち出の小槌となってしまうのか。歯止めはあるのか。

貸付対象は公営企業に限定し、また、地方団体の自立に伴い貸付対象を縮小していくべき。

### 〔国会審議における主要な議論〕

業務の範囲や事業規模について、具体的にどのようにする考えか。また、政令で定める貸付対象事業については、現公庫の貸付対象事業が全て盛り込まれることとなるのか。地方が自主的に設立する組織であるのに、このように限定をかけることはいかがか。

今回の政策金融改革の目的は、政策金融の役割を縮小し、地方債資金の自己調達を基本とするものであるが、相対的に財政力の弱い市町村を中心として、自己調達に限界のある長期かつ低利の安定的な資金を確保することは必要であることから、その資金調達を補完する地方共同の組織として、機構は設立されるもの。

この趣旨を踏まえ、貸付対象事業については住民生活に密着した上下水道、病院、交通などの社会資本整備に係るものに限定し、また、事業規模については、財政融資資金と並行して、適切な縮減を図ることとしたもの。

政令で定める貸付対象事業については、これから地方団体のご意見、それぞれの資金需要を十分伺いながら、一定期間かけて絞り込んでいくが、その際にも地方公共団体の資金調達に配慮しながら適切に対応していく所存。

## 【10年後の見直しのあり方】

### 〔有識者会議における主要な指摘〕

見直し規定については、業務の重点化や事業規模の縮小という趣旨をより明確にしてもらいたい。

〔国会審議における主要な議論〕

10年後の見直しにおいて、貸付が大幅に減少させられるおそれがあるのではないかと心配するが、地方の意見は十分反映されるのか。

10年後の見直しについては、地方の意見を聴いた上で、地方団体の民間からの資金調達の状況、業務の重点化を図ることの重要性に留意しながら、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、業務のあり方全般について見直しを行うもの。

その見直しに際しては、将来における機構の具体的な姿について検討されるものと考えるが、総務省としては機構が将来にわたり地方団体の資金調達を補完する役割を的確に果たし、地方財政の健全な運営に寄与していくべきものと考えているところ。

〔附帯決議：衆・総務委員会〕

機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定、業務の重点化、平成二十九年度末を目途とする業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることに鑑み、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。

## 【資産負債の承継、承継した引当金の国庫への返還等】

### 〔有識者会議における主要な指摘〕

資産負債の移管については、公庫の引当金は国の出資が生み出したものであるという原則をきちんとした上で対応すべき。

引当金については、法令で定められた国の関与の下、確実に国に返還されるべきであり、その履行を監視すべき。

金利変動準備金について、新組織が将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る準備金があると認められる場合には、早く国庫に戻し、国民に還元すべき。

### 〔国会審議における主要な議論〕

現公庫の財務基盤の承継については、どのようになっているのか。

資産、負債の承継において、現公庫の財務基盤の太宗を占める債券借換損失引当金については、新たな貸付に係る新勘定及び既往の債権管理を行う旧勘定について、将来にわたる経営の持続可能性を確保するために必要な資産を精査した結果、平成20年10月時点において予想される債券借換損失引当金残高、概ね3.4兆円全額を引き継ぐこととなっている。

なお、新旧両勘定の持続可能性を確保するため、新勘定に概ね2.2兆円程度、旧勘定に概ね1.2兆円程度を帰属させることとしたところ。

承継した引当金について、将来的には一部が国に返還される可能性があるが、地方の理解が得られるのか。

引当金については、新旧両勘定それぞれにおける経営の持続可能性を確保するため、新機構に承継されるもの。よって、旧勘定において、その業務が終了した場合、または、機構の経営状況を踏まえつつ、業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、現公庫の債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められる場合には、所期の目的を達成したものとして、国に帰属することが妥当と考えて

いる。

また、新勘定については、機構が解散した場合において、債務を弁済してもなお残余財産があり、金利変動準備金に残高がある場合には、承継の趣旨に鑑み、機構と類似の仕組みが構築される場合においては、その金利変動の損失に備える用途に処分するものとし、それでもなお残余がある場合には国に帰属するものとしているところ。

〔附帯決議：衆・総務委員会〕

公庫債権金利変動準備金等の額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る金額の国への帰属、管理勘定廃止時の残余財産の国への帰属及び機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱いについては、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を十分聴取して慎重に対処すること。